

『訪問介護相当サービス』重要事項説明書

訪問介護相当サービス事業を提供するにあたり、御注意いただきたい重要事項について
厚生省令第37号第8条に基づき、次のとおり説明します。

1) 法人の名称など

法人名	エス・エスホームケア株式会社
法人所在地	神奈川県相模原市南区相模大野5丁目10番22号
電話番号	042-743-0594
代表者氏名	代表取締役 蛸谷 康一
設立年月日	令和2年11月17日

2) 事業所の名称

事業所の名称	エス・エスホームケア 訪問介護
指定番号	1472611043
所在地	神奈川県相模原市南区相模大野5丁目10番22号 3階
連絡先	電話 : 042-705-4721 FAX : 042-705-4722
管理者氏名	菱田 芙美
当該事業所の通常の事業実施地域	相模原市南区
併設サービス	(介護予防)福祉用具貸与・特定(介護予防)福祉用具販売・ 通所介護・通所介護相当サービス・訪問介護・居宅介護支援・ 短期集中予防サービス(日常生活総合事業)

3) 事業所の営業日及び営業時間

区分	事務所	サービス提供
営業日	月曜日～土曜日、祝日	月曜日～土曜日
	但し、年末年始は休み	
営業時間	8時30分～17時30分	8時30分～18時

4) 事業所の職員体制

当事業所では、サービスを提供する職員として以下の職種の職員を配置しています

職種	職務内容	
管理者(1名)	介護保険の運営管理 苦情及び相談等の受付	
事務担当	管理者と提供責任者が分担して行なう	
訪問介護事業	サービス提供責任者 (2名以上)	訪問介護相当サービス計画の作成 及び介護保険請求事務 利用者と訪問介護員との調整及び他の事業者との連携等
	訪問介護員 (2.5名以上)	訪問介護相当サービス計画に基づき、利用者の自宅に訪問し、 入浴・食事・排泄介助など身体介護や、買物・調理・掃除・洗濯などの 生活援助サービスの提供を行う 日常生活等に関する相談・助言

5) 利用料

①介護保険から給付されるサービスの料金

介護保険の給付対象サービスを受ける場合は、利用者には関係法令に基づいて決められた利用料の一部（1割から3割）を利用負担金として事業者へお支払いいただきます。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は別途定められた料金となります。

*基本料金における時間帯以外（早朝 午前6時～8時・夜間 午後6時～午後10時）の場合は、基本利用料の25%増しの金額となります。

*上記の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく利用者の居宅サービス計画（ケアプラン）に定められた目安の時間を基準とします。

*やむを得ない事情により、利用者の同意を得て2人で訪問した場合は、2人分の料金となります。

*要介護認定を受けていない場合や保険料の滞納の場合等は、いったん事業者にご利用料の全額をお支払いいただく場合があります。その場合「サービス提供証明書」を発行いたしますので、後日 相模原市の介護保険課の窓口へ提出することにより、払い戻しを受けることができます。（償還払い）

②料金の変更

介護給付費体系の変更があった場合や経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合は料金を変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2ヶ月前までに説明します。

③訪問介護中止の時の料金（別紙、料金表のとおり）

*利用者がサービスの利用の中止する際には、すみやかに所定の連絡先までご連絡ください。

連絡先（電話）：042-705-4721 FAX：042-705-4722

*利用前に利用者の都合により、訪問介護の利用を中止又は変更をすることができます。

この場合、サービス利用日に訪問介護員がご利用者宅まで訪問し中止になったときは、原則として下記の料金をキャンセル料としてお支払いいただきます。

利用者の都合で訪問介護を中止する場合のキャンセル料 （サービス利用日に訪問介護員が利用者宅までお伺いしたとき）	1200円
--	-------

④介護保険で算定されない時間（通院時の待時間など）の取り扱いについて

30分につき 1400円の料金を自費としていただきます。

⑤その他、介護保険外の利用について

利用に当たっては利用者・提供責任者・ケアマネージャー・地域包括支援センターなどと相談のうえ提供いたします。

30分につき1400円

⑥交通費（別紙、料金表のとおり）

利用者が実施地域外でサービスを受けたい時、交通費実費をお支払いいただきます。

なお自動車を使用した場合の交通費は下記の額をいただきます。

実施地域を超えた所から片道5km以下のとき	200円
実施地域を超えた所から片道5kmを超えるとき	200円+5kmを超えるごとに200円を加えた額

6) 料金のお支払い方法

月ごとの精算とし、毎月15日までに前月分の料金等の請求をいたします。27日（金融機関の休業日にあたる場合は翌営業日）までにお支払いください。お支払いいただきますとお支払いを確認できた時点で領収書を利用者へ発行いたします。

7) 緊急時の対応

サービス提供にあたり事故、体調の急変などが生じた場合は事前の打ち合わせに基づき、家族・主治医・救急機関・居宅介護支援事業所・地域包括支援センターなどに連絡します。

医療機関等	主治医等の氏名 連絡先
緊急連絡先	氏名 連絡先

8) 事故発生時の対応

- ①訪問介護相当サービスの提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業所・地域包括支援センター等への連絡をするとともに必要な措置を講ずるものとする。
- ②事故及び事故に際してとった処置について記録する。
- ③利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

9) 相談・要望・苦情等の窓口

担当 : 菱田 芙美

電話番号 : 042-705-4721

FAX : 042-705-4722

(受付時間 月曜日～金曜日の8:30～17:30)

*当方以外の相談・要望・苦情等を下記窓口で受け付けています。

- ・相模原市福祉基盤課 電話 : 042-769-9226
- ・神奈川県国民保険団体連合会 電話 : 045-329-3447
- ・座間市介護保険課 電話 : 046-252-7719

10) 虐待の防止について

事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講じます。

- ①虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催とその結果の周知(1年に1回以上)
- ②虐待の防止のための指針の整備
- ③虐待の防止のための研修の定期的な実施(1年に1回以上)
- ④虐待防止に関する責任者の選定

虐待防止に関する責任者 管理者 菱田 芙美

11) 身体拘束の適正化について

- ①事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)と行いません。
- ②事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとします。
- ③事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じます。
 - (ア)身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的開催及びその結果について従業者への周知徹底(1年に1回以上)
 - (イ)身体拘束等の適正化のための指針の整備
 - (ウ)従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施(1年に1回以上)

12) ハラスメントについて

- ①事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとします。
- ②ハラスメントは、サービスの提供を困難にし、関わった従業者の心身に悪影響を与えます。下記のような行為があった場合、状況によっては重要事項説明書に基づきサービスの提供を停止させて頂く場合があります。
 - (ア)性的な話をする、必要もなく身体を触る等のセクシャルハラスメント行為
 - (イ)特定の従業者に嫌がらせをする、理不尽なサービスを要求する等の精神的暴力
 - (ウ)叩く、つねる、払いのける等の身体的暴力
 - (エ)長時間の電話、従業者や事業所に対して理不尽な苦情を申し立てる等のその他行為

13) その他利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項

- ①事業者は、事業所の従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、適切な業務体制を整備する。
 - (ア)採用時研修 採用3ヶ月以内
 - (イ)基礎研修 年1回
 - (ウ)随時研修 概ね月1回以上
- ②事業所の従業者は、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- ③事業所の従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- ④事業者は、サービスの提供に当たって、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておくものとする。
- ⑤第三者評価の実施状況について、当事業所は、第三者評価機関による評価を実施しておりません。
- ⑥この重要事項説明書に定める事項のほか、運営に必要な事項は、エス・エスホームケア株式会社代表取締役と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

年 月 日

訪問介護相当サービスの提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

【事業所】 所在地 : 神奈川県相模原市南区相模大野5丁目10番22号 3階
名 称 : エス・エスホームケア 訪問介護

【説明者】 サービス提供責任者
氏 名 : 菱 田 芙 美

私は契約書及び本書面により、事業者から訪問介護についての重要事項の説明を受け、内容に同意し、交付を受けました。

【利用者】

【代理人】

【続 柄】